

## 県民向け宿泊プラン造成支援事業 みやざき県民「旅して応援！」キャンペーン



応援消費による地域経済の活性化を図るため、県内宿泊施設が、宿泊クーポンを利用した「県民向け」宿泊プランを販売する場合、その宿泊事業者に対して、宿泊クーポンの半額分を県観光協会が支援します。

### 対象事業者

- 宮崎県内の宿泊事業者
- ※ 約350社のうち希望事業者
  - ※ 下宿営業及び店舗型性風俗特殊営業を行っている事業者は対象外

### 補助率等

宿泊事業者が販売する宿泊クーポン額面の1/2を補助（概算払い）

| クーポン額面（非課税） | 補助金額   |
|-------------|--------|
| 5,000円      | 2,500円 |

- ※ 宿泊クーポンの種類は5,000円のみ
- ※ 補助金総額2億円
- ※ 1施設あたり最低50枚以上の販売に対し補助

### 概要

- ①名称 ジモ・ミヤ・ラブ宿泊クーポン  
(以下「クーポン」と言う。)
- ②発行主体 公益財団法人宮崎県観光協会
- ③発行枚数 8万枚
- ④利用条件等
  - ・クーポンの購入は県内在住の方に限ります。
  - ・クーポンの転売はできません。
  - ・クーポンを利用する際には、クーポン購入者本人であることを免許証等により確認をさせていただく場合があります。
  - ・クーポンは購入した宿泊施設のみで利用できます。
  - ・原則、宿泊を伴うことを条件とします。
  - ・宿泊サービスのほか、施設内でのアクティビティ・飲食等の宿泊付帯サービスにも利用できます。
  - ・クーポンの利用期間は令和2年6月19日から令和3年9月30日とします。
  - ・クーポンの購入枚数は1施設1人あたり最大8枚までです。
  - ・現金との引き換え、払い戻しはできません。また、お釣りは出ません。

## 販売期間

販売開始日 令和2年6月19日（金）  
から3ヶ月以内

※ 事業に参画を希望する事業者は事前（6月1日～6月12日）にホテル旅館生活衛生同業組合に申請書を送付、ホテルの規模等に応じて割当

## 販売方法

販売は事業に参画を希望する宿泊事業者毎に行ってもらいますが、その販売方法は自社ホームページや旅行会社の利用、自社手売りなど方法は問いません。

※ クーポンには連番を付しております。

県観光協会から割り当てられたクーポンに各宿泊事業者の座判等を押印してください。

※ クーポンの販売に当たっては非課税となります。

## 事業の流れ等

別添「事業参画から事業完了までの流れ」「フロー図（例）」を参照してください。

## その他

- ① 事業に参画を希望する宿泊事業者においては、県民向け宿泊プランを造成してください。  
（5,000円未満のプランを設定している場合は、県産品やその他サービスを提供するなど、5,000円以上の県民向け宿泊プランを造成してください。）
- ② 宿泊客の受入に当たっては、「新しい生活様式」を踏まえ、食事や入浴を時間差で提供する、他の宿泊客との接触機会を最小限におさえるなど、万全の感染予防対策をとってください。
- ③ 転売防止のため、クーポン利用の際には、購入者本人であることを確認してください。  
なお、クーポンの購入者と利用者が違う場合は、クーポンの入手方法を確認してください。
- ④ クーポンを利用した宿泊等については、精算時の領収書にクーポンの利用及び利用金額を明示してください。
- ⑤ 事業実施に当たっては、県民向け販促キャンペーンを県と県観光協会等で実施予定です。  
また、参画事業者については、県観光協会ホームページにおいて、施設の一覧及びクーポン残の有無を掲載させていただきます。

## 提出書類

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- ④個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第3号）
- ⑤指定管理に係る協定書の写し等（委任を受けていることの証明） ※該当する場合

※各様式は、県観光情報サイト「旬ナビ」や宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合のホームページへ掲載します。

旬ナビ

又は

宮崎県ホテル組合

で検索してください。

## 提出方法

6月12日（金）までに上記書類①交付申請書を電子メールまたはファクスで提出してください。  
その後、押印した①～⑤を郵送してください。

## 提出先

### 【電子メール、ファクス先】

宿泊事業者誘客準備支援事務局  
（宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合）  
E-mail：mhk1811@joy.ocn.ne.jp  
FAX：0985-23-0715

### 【郵送先】

〒880-0811  
宮崎市錦町1番10号グリーンソフィア壱番館7階  
宿泊事業者誘客準備支援事務局  
（宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合） 宛

## 問い合わせ

- ・ 宿泊事業者誘客準備支援事務局  
（宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合）  
9時00分～17時45分  
TEL：0985-24-4730
- ・ 公益財団法人宮崎県観光協会  
8時30分～17時15分  
TEL：0985-26-6100

## 事業参画から事業完了までの流れ

①事業参画申請書の提出（宿泊事業者）【6月1日～6月12日（必着）】  
クーポン希望販売枚数（下限50枚～上限2万枚）等を記載した申請書を県観光協会（ホテル旅館生活衛生同業組合）へ提出

②交付決定（県観光協会）【6月中旬】  
希望販売枚数及び宿泊施設の規模や前年度の宿泊実績（売り上げ・宿泊人数）等を考慮の上、販売枚数を割当

③補助金の概算払い（県観光協会）【6月中旬】  
割当枚数及び交付決定した金額の半分を交付（1次分）  
販売実績に応じ残りを交付（2次分）

④クーポンの販売（宿泊事業者）【6月19日～（3ヶ月以内）】  
販売期間中は販売枚数を観光協会（ホテル旅館生活衛生同業組合）に毎日報告（販売実績のない日は報告不要）

⑤実績報告書の提出（宿泊事業者）【10月上旬までに】  
販売期間終了後、実績報告書に購入者名簿一覧、領収書の写しを添付

⑥額の確定（県観光協会）  
実績報告書に基づき、額を確定（販売枚数が割当枚数を下回る場合は、その販売枚数分の交付額）

※ 額の確定に当たっては、県観光協会において立ち入り検査を実施する場合があります。

※ 販売実績を詐称するなどの不正が判明した場合は、施設名を公表するとともに補助金の返還を命じます。（事業終了後5年間）

⑦クーポンの利用（クーポン購入者）

【令和2年6月19日～令和3年9月30日まで】

⑧クーポン分のサービス提供（宿泊事業者）

クーポン利用分についてはその半券をホテル旅館組合に提出

※ クーポンの利用期間中は、クーポン利用分のサービスが提供されているか、県観光協会において立ち入り検査等を実施する場合があります。

# 県民向け宿泊プラン造成支援事業 フロー図 (例)

